

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること
--------------	------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標	2	研究を支援する体制を整備すること
施策目標	2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること
個別目標	1	研究評価体制を整備すること
※重点評価課題20（競争的研究資金の公正・透明で効率的な配分・使用システムの活用） （評価対象事務事業） ・研究評価体制の整備		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。 2 根拠法令等 ○「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定） ○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定。平成17年3月29日改定） ○「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成14年8月27日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。平成17年8月25日改定）		
主管部局・課室	大臣官房厚生科学課	
関係部局・課室		

## 2. 現状分析（施策の必要性）

<p>厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効果的な実施を確保することが必要となっている。</p>
---

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	研究評価委員会の開催件数 （単位：回） （年1回以上／毎年度）	61 【—】	65 【—】	62 【—】	64 【—】	78 【100%】
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合で						

ある。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 厚生労働科学研究費補助金評価委員会数	57	62	59	64	76
2					
(調査名・資料出所、備考)					
<p><b>施策目標の評価</b></p> <p>【有効性の観点】</p> <p>・各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。）に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>・各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員（学識経験者等）が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。</p> <p>【総合的な評価】</p> <p>・各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。</p> <p>なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」（平成21年3月30日）において、「政策が多く国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、今後、その方向で取り組んでいく必要がある。</p>					

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標1 研究評価体制を整備すること					
<p>個別目標に係る指標</p> <p>アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (年1回以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	61 【-】	65 【-】	62 【-】	64 【-】	78 【100%】
(調査名・資料出所、備考)					
<p>・指標は、大臣官房厚生科学課の調べによる。</p> <p>・研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合である。</p>					

個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

各研究事業の評価委員会については、指針に基づいて各事業毎に年1回以上開催され、10名から15名の当該研究分野の専門家等により、最新の知見に照らし、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価が行われている。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では以後の研究事業の企画・実施等に反映される。また、研究費は評価結果を踏まえて配分される。このように、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。以上により、評価委員会の開催によって、研究評価体制が整備されてきていると評価できる。

なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」において、「政策が多くの国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、今後、その方向で取り組んでいく必要がある。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1					
2					

（調査名・資料出所、備考）

#### 個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	厚生労働科学研究評価等推進費
平成20年度 予算額等	46百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]] [一般会計]年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	百万円
実施主体	[本省]厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

#### 事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としている。

全ての研究課題について、評価の対象としており、その事業内容は、各研究事業の評価委員会について、指針に基づき各事業毎に年1回以上開催され、10名から15名の当該研究分野の専門家等により、最新の知見に照らし、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価が行われている。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では以後の研究事業の企画・実施等に反映される。また、研究費は評価結果を踏まえて配分される。このように、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。

#### 政府決定・重要施策との関連性

- ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す」こと等とされている。
- ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する」こととされている。
- ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化を引き続き推進する」こととされている。
- ・第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においても「競争的資金及

び間接経費の拡充」等の項目が盛り込まれている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	39	36	32	44	46
予算上事業数等(※)	—	—	—	—	—
事業実績数等(※)	—	—	—	—	—
(参考) 評価委員会開催件数	61	65	62	64	78

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

各研究事業の評価委員会については、指針に基づいて各事業毎に年1回以上開催され、10名から15名の当該研究分野の専門家等により、最新の知見に照らし、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価が行われている。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では以後の研究事業の企画・実施等に反映される。また、研究費は評価結果を踏まえて配分される。このように、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。

以上により、評価委員会の開催によって、研究評価体制が整備されてきていると評価でき、今後も適時開催していく必要がある。

今後の課題として、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」において、「政策が多く国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、その方向で取り組んでいく必要がある。

(※)「予算上事業数等」及び「事業実績数等」については、各部局の予算の内数となっており記載していない。

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 100%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わず引き続き実施
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構：定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)
政策目標の達成に向けて着実に進展しているため。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

## 6. 特記事項

<p>①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当  (1) 有・<del>無</del>  (2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当  (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)  (1) <del>有</del>・無  (2) 具体的内容  ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す」こと等とされている。  ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する」こととされている。  ・科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化を引き続き推進する」こととされている。  ・第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においても「競争的資金及び間接経費の拡充」等の項目が盛り込まれている。</p> <p>③審議会の指摘  (1) 有・<del>無</del>  (2) 具体的内容</p> <p>④研究会の有無  (1) 有・<del>無</del>  (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容</p> <p>⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当  (1) <del>有</del>・無  (2) 具体的状況  「民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第2次）」（平成18年8月において、補助金の執行の適正化及び効果的かつ効率的な執行について改善すべき事項が指摘された。</p> <p>⑥会計検査院による指摘  (1) <del>有</del>・無  (2) 具体的内容  平成16年度、平成19年度決算検査報告において不当事項として指摘を受けた。</p> <p>⑦その他</p>
--

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

<p>該当無し。</p>
--------------